

意見書(要旨)

議会では6月定例会で、次の意見書を可決し、直ちに関係機関に提出しました。

日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書

国においては、日本年金機構に対し以下の事項について指導を行うよう求める。

- 1 外部有識者の調査組織により本事案の業務プロセスを徹底的に検証すること。
- 2 委託業者の作業進捗管理手法や納品物の検証・監査体制を確立すること。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

政府においては、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮し、我が国においても早急な救済措置を講じるべきであり、以下の事項について実施するよう求める。

- 1 速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 都道府県の所有する優生保護審査会の資料などの保全を図るとともに、資料の保管状況調査を行うこと。あわせて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- 3 旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。
- 4 全都道府県での相談窓口設置を行うなど、被害者に寄り添う対応を強化すること。

【提出先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書

政府においては、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及推進を図るため、以下の事項について取り組むことを強く求める。

- 1 心のバリアフリー推進事業など、自治体が行うヘルプマークおよびヘルプカードの普及や理解促進の取り組みに対しての財政的な支援を今後も充実させること。
- 2 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や普及、理解促進を図ること。
- 3 鉄道事業者など自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣

駅のホームドアの設置や転落事故防止対策を求める意見書

政府においては、視覚障害者をはじめとする駅利用者が安心してホームを利用できるよう、全てのホームの危険箇所の実態調査を速やかに行い、転落の危険性が高い駅については、現在計画中の駅とあわせてホームドアの設置を促進するとともに、内方線付き点状ブロックについて全駅での整備を促進するための予算措置を講ずるなど、転落事故防止対策を実施するよう、強く要望する。

【提出先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長

保育士の処遇改善を求める意見書

国に対し、保育士の確保を行いつつ、保育士の賃金水準を引き上げるよう、保育所運営費の基礎となる保育単価の改善と、特別保育に係る国の補助制度の見直しや補助基準額の改善を実施するよう強く要望する。

【提出先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

義務教育に係る国による財源確保と、35人以下学級の着実な実施・進行を図り、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の保障を求める意見書

2019年度政府予算編成において、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育を実現するため、国に対して次の事項を求める。

- 1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
- 2 行き届いた教育を実現するために、学級編制の標準の見直しや教職員の定数改善、35人以下学級の着実な実施・進行など、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

【提出先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

家庭教育支援法の制定を求める意見書

国に対し、家庭教育支援法の制定を求める。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

神奈川県最低賃金改定等を求める意見書

2018年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関して、国に対して次の事項を求める。

- 1 経済の好循環の実現のため、早期に神奈川県最低賃金の諮問・改定を行うこと。
- 2 最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援を強化すること。
(1) 国として実施している各施策における神奈川県での活用実績等、取り組み成果の見える化を図り、実効性を高めること。
(2) 公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増に対し、価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化を図ること。
- 3 「働き方改革実行計画」の取り組みと連動させ、更なる取引条件の改善とともに、賃金引き上げと労働生産性向上を図ること。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、神奈川労働局長

※要旨のみ掲載していますので、詳細は市ホームページでご確認いただくか、議会事務局までお問い合わせください。

☎046 (252) 8872